

平成 27 年 10 月

関 係 各 位

学校法人瀬木学園

特定個人情報の利用目的について

平成 28 年 1 月から、マイナンバー法が施行されます。これに伴い、本学園では、下記の利用目的のために、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を提供していただくことになりました。

ご提出いただいた個人番号については、下記に記載する事務にのみ使用し、厳正に管理いたします。

記

1. 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票等の作成事務
2. 私学共済の短期給付、厚生年金、国民年金第 3 号被保険者関係の届出事務
3. 雇用保険関係の届出事務
4. 報酬・料金等の支払調書作成事務
5. 不動産の使用料等の支払調書作成事務
6. 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
7. その他上記 1～6 の事務に関連する事務

以 上